

入札説明書

奈良県フォレスターアカデミー実習用車両等任意保険に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日 令和6年11月6日（水）

2 入札に関する事項

(1) 業務内容及び数量

奈良県フォレスターアカデミーが保有又は使用する車両及び機械に付保する任意保険の加入（車両15台・機械10台）

(2) 業務の履行期間

令和6年12月1日午前0時から1年間

(3) 業務の仕様

別添 実習用車両等一覧表のとおり

3 競争入札に参加できる資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる(1)から(10)のすべてに該当する者としてします。

(1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7役務の提供・諸サービス⑮その他のサービスで登録をしている者であること。

(2) 保険業法（平成7年6月法律第105号）第3条第5項に規定する損害保険業免許を有する者又は損害保険代理店の登録がされている者であること。

(3) 奈良県内に事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等を言う）を1カ所以上備えている者であること。

(4) 直前5年間の保険金等の支払い能力の状況を示す比率（ソルベンシーマージン比率）が、200%を超えていること。

(5) 国又は、地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む）との間で契約を締結し、履行実績を有する者。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

(9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(10) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)

4 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、次に掲げる競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認書類を下記(1)の期日までに提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期日 令和6年11月19日(火)午後5時必着
- (2) 提出場所 5に示す場所
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 郵送

郵送は書留郵便とし、期限内必着のこと。また、封筒に「奈良県フォレスターアカデミー実習用車両等任意保険に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きで記入すること。

(5) 競争入札参加資格確認書類

ア 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式1)

イ 3. 競争入札に参加できる資格(2)を確認できる免許等の写し

(免許等の写しが提出できない場合は、その理由を記したものと及び免許等が確認できるものを提示すること)

ウ 3. 競争入札に参加できる資格(3)を確認できるもの

様式は問いませんが、サービスセンター、損害調査拠点等の所在地及び名称がわかるものを提出してください。

エ 3. 競争入札に参加できる資格(4)を確認できるもの

- (6) 入札参加資格の可否を、令和6年11月21日(木)以降に入札参加資格申請書に記載された連絡先(住所)宛に通知します。

5 当該入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称

奈良県フォレスターアカデミー 総務企画課

〒639-3113 奈良県吉野郡吉野町飯貝680

電話：0746-42-8100

FAX：0746-42-8400

6 契約時に必要な提出・提示書類について

(1) 提出書類

ア 保険契約申込書

イ 保険契約の対象車両の確認書

ウ その他保険契約の履行に必要な書類一式

注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合もあります。

7 入札説明会及び質問等について

入札説明会は開催しません。

(1) 質問の提出期限及び場所

令和6年11月13日(水)午後5時までに、5に示す場所に必着するように提出しなければなりません。この期間以外での質問は一切受け付けません。

(2) 質問の提出方法

提出方法はFAXとします。なお、必ず電話連絡のうえ、提出期限までに到着するようにしてください。(電話連絡がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、県は一切の責任を負えません。)

(3) 回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、令和6年11月18日(月)までにFAXで行うとともに、奈良県フォレスターアカデミーのホームページにも掲載します。なお、回答内容に関する再質問は一切受け付けません。

8 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語とします。

(2) 通貨 日本国通貨とします。

9 入札、開札の日時及び場所等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 令和6年11月26日(火)午前11時00分から

場所 奈良県吉野郡吉野町飯貝680 奈良県フォレスターアカデミー 講師控室

(2) 入札書の提出

郵便(一般書留又は簡易書留)のみ受け付けます。

ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を郵送した場合には、入札が無効となりますのでご注意ください。(例:一般郵便又は速達の場合)

郵送の手続の際渡される「差出控え」は、開札が終るまで保管してください。

イ 郵便入札提出期限までに到達するよう郵送してください。指定と異なる提出先に送付した入札書又は到着期限を超過した後に到着した入札書は、理由のいかんを問わず無効とします。

ウ 一度提出された入札書の撤回、書換え、差し替え等を行うことはできません。(所定の方法以外で提出された入札書も含みます。)

提出期限: 令和6年11月25日(月)午後5時必着

提出先: 〒639-3113 奈良県吉野郡吉野町飯貝680

奈良県フォレスターアカデミー

提出内容: ①入札書【内封筒に入れてください】

②入札参加資格の審査結果の通知(写)【外封筒に入れてください】

10 入札書及び封筒の作成方法

(1) 入札書

入札書については、(様式2)によります。

ア 入札書の入札者欄には、住所、名称等、日付(開札日)を記入してください。

イ 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、総額を記入してください。

ウ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。

エ 入札者の印鑑は、入札参加申込書と同じ印鑑を押印してください。

オ 「入札者」は本人名義に限り、代理人名義の入札は認めません。

カ 郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(2) 封筒の作成方法

封筒については、「郵便封筒の記載例」(様式2記載例)によります。

ア 「内封筒」及び「外封筒」の二重封筒とします。

イ 「内封筒」に入札書を入れ、表面に入札件名、名称等を記入し、内封筒裏面の2カ所を入札書で押印した印で封印(割印)してください。なお、内封筒の規格は、原則として長形3号(120mm×235mm)とします。

ウ 「外封筒」に上記イで作成した内封筒及び入札参加資格の審査結果の通知(写)を入れ、表面には、指定した提出場所、入札件名等を記入してください(親展としてください)。裏面には、差出人の住所、名称等を記入し、1カ所を入札書で押印した印で封印(割印)してください。なお、外封筒の規格は、原則として、角形2号(240mm×332mm)とします。

11 落札者の決定等

(1) 開札の立会

ア 開札には、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとします。

イ 入札者の開札の立ち会いは可能です。ただし、会場の都合上、原則1社1名でお越しくださるようご協力をお願いします。

ウ 開札に立ち会う場合は、下記書類等をご持参ください。

① 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

② 本人による立会でない場合、開札の立会にかかる委任状(様式4)

(2) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

1.2 くじ引き

(1) くじ引き

開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載した「くじ番号」を基に、下記に定める「くじ引きの方法」により、落札者を決定します。

このため、入札書には必ず「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。

※番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。

(2) くじ引きの方法

ア 入札書に必ず「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）について、入札書提出の受付番号（以下「入札書受付番号」という。）順に、0, 1, 2・・・と落札判定番号を割り当てます。

ウ くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札書受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。

エ ウで求めた余りとイの落札判定番号とが一致する者を落札者として決定します。

算定例（落札者となるべき同価格の入札をしたもの（くじ対象者）が3者の場合）

くじ対象者	X社	Y社	Z社
A 入札書受付番号	1	2	3
B 落札判定番号（Aの小さい順）	0	1	2
C くじ番号（任意の3桁の数字）	111	789	321
D AとCを合算した数字	112	791	324
E Dの総合計÷くじ対象者数	1227/3		
F Eの余り	0		
G 落札者	X社		

1.3 落札者への通知

落札者を決定したときは、当該入札参加者に電話等により通知します。

1.4 入札保証金

免除します。ただし落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条第2項の規定に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

1.5 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に奈良県を被保険

者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを文書で確認できる場合など）に該当する者であるときは免除します。

1.6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

- (1) 天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。
- (2) 入札者の連合の疑い、不正不穩行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。
- (3) 上記(1)、(2)の場合における損害は入札者の負担とします。

1.7 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①入札参加資格がない者がした入札
- ②所定の入札書によらない入札
- ③入札者の記名押印が誤脱した入札
- ④法人の場合は代表者印のない入札
- ⑤入札者が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑦入札金額を訂正した入札
- ⑧入札に関し、談合等不正な行為を行った者がした入札
- ⑨到着期限内に到着しなかった入札
- ⑩入札書が指定と異なる提出先に送付された入札
- ⑪所定の提出（郵送）方法以外の方法により到達した入札

- (2) 異議申し立て

郵便入札の参加者は、郵便事情による事故等で入札書等が到達期限内に到達しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、異議を申し立てることはできません。

1.8 契約書の作成

- (1) 落札者所定の保険契約申込書により作成した、保険証券及び契約約款をもって契約書とします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

1.9 契約の解除等

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った、又は入札参加停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
 - ア 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - イ 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契

約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

ウ 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

エ 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

オ 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

カ 契約者が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（ア）から（オ）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（カ）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

20 契約に係る損害賠償

(1) 発注者が19(2)の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、県に帰属するものとします。

(2) 上記(1)の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約者が19(2)アに該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

2 1 その他

- (1) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (2) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (4) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

